愛犬家の皆さん、お忘れなく

狂犬病予防注射と犬の登録を

犬の飼い主は、犬が生後91日以上になったら登録をして、毎年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが、法律で義務付けられています。

市では、獣医師と市内各地区を巡回して、集団予防接種を行いますので、忘れずに接種しましょう。

■場所　左記一覧表のとおり

※どこの会場でも受けられます。

※旧やまとフジミモール店（現ザ・ビッグ韮崎店）南側駐車場では実施しません。

■会場への持物

①市から郵送された八ガキ（犬の登録済みの方）

②必要な料金

※左記の表のとおり（お釣りの無いようにお願いします。）

◇犬の新規登録の手続きもできます。未登録の場合は、注射と併せて新規登録手続をしてください。

※左記会場で接種できない場合は、動物病院で接種後、「狂犬病予防注射済証」を環境課へ提出し、注射済票の交付を受けてください。

■提出先・問い合わせ

環境課環境政策担当（内線131・132）

月日	時間	場所	町名
4月9日（木）	9:00～9:30	上の原公民館	穂坂町
	9:45～10:15	日之城公民館	
	10:30～10:45	三之蔵公民館	
	11:00～11:45	穂坂コミュニティセンター	
	12:00～12:15	柳平公民館	
	1:30～1:45	原公民館北側広場	
	2:00～2:20	上ノ山公民館	韮崎地区
	2:35～3:00	岩下公民館	
10日（金）	9:00～9:25	南下條公民館	藤井町
	9:40～10:00	相垈公民館	
	10:15～10:55	藤井公民館	
	11:10～11:45	極楽寺	
	1:00～1:40	中田公民館	中田町
	1:55～2:20	小田川ゲートボール場前	
	2:35～3:00	久保公民館	穴山町
13日（月）	9:00～9:20	富士見ヶ丘公民館	韮崎地区
	9:35～10:00	商工会館前駐車場	
	10:15～10:50	市営体育館駐車場	
	11:05～11:25	JA梨北本店南側駐車場	
	11:40～12:10	祖母石公民館	
	1:25～1:50	折居公民館公園	清哲町
	2:05～2:30	清哲会館駐車場	
	2:45～3:00	御杉公民館	
14日（火）	9:00～9:25	泉勝院	神山町
	9:40～10:05	神山体育館駐車場	
	10:20～10:45	鍋山公民館	
	11:00～11:50	金山神社	旭町
	1:05～1:35	旭公民館	
	1:50～2:05	鍛冶屋公民館	
	2:20～3:00	南割公民館	
15日（水）	9:00～9:30	坂井公民館	藤井町
	9:45～10:10	駒井上野公民館	
	10:25～10:45	中条上野公民館	中田町
	11:00～12:00	穴山ふれあいホール駐車場	穴山町
	1:15～1:45	上円井公民館	円野町
	2:00～2:30	旧JA梨北円野支所裏	
	2:45～3:00	入戸野公民館	
16日（木）	9:00～9:15	町屋公民館	大草町
	9:30～10:30	大草公民館	
	10:45～11:15	若尾公民館	
	11:30～12:00	若尾新田公民館	龍岡町
	1:15～1:50	坂の上公民館	
	2:05～3:00	龍岡公民館	
18日（土）	9:00～12:00	韮崎市役所 庁舎裏駐車場	

諸経費（1頭あたり）	種類	登録手数料	注射料金	注射済票	合計
	登録済の犬	—	2,950円	550円	3,500円
	新規登録犬	3,000円	2,950円	550円	6,500円

拠点リサイクル会場（龍岡公民館グラウンド）

収集日を毎週に拡大！

資源物の排出機会を拡充するため、4月から、龍岡公民館グラウンドでも、市役所庁舎裏と同様に資源物の収集を毎週実施しますので、ぜひご利用ください。

※雨天でも収集を実施しますが、荒天の場合は中止します。

■日程　毎週土曜日13時～16時

■場所

・市役所庁舎裏駐車場

・龍岡公民館グラウンド

なお、市役所庁舎裏駐車場では、使用済みの食用油の収集も行っております。正しく分別し、ごみの減量化にご協力くださいますよう、よろしくお願いします。

■問い合わせ

環境課環境政策担当（内線131・132）

若者の就職・起業を応援！

若者定住就職奨励金の申請受付が始まります

市では、若者の移住・定住を促進するため、就職または起業を目的に本市に転入された45歳未満の方に対して、定住就職奨励金を支給します。

次の支給要件に該当する方は、奨励金の申請をお願いします。

■支給対象要件

・市外に1年以上居住されていた方

・転入日前60日から転入日以後1年以内に、就職（新卒者除く）または市内で起業された方

・1年間就労された方

■奨励金の額　10万円（一人）

■申請方法

就職または起業日、もしくは転入日の最も遅い日から起算して、1年経過後60日以内に申請してください。

■問い合わせ

商工観光課商工労政担当（内線215・216）